

◆福生市環境基本計画実行計画

戦略プロジェクトの展開

1 地球にやさしいライフスタイル転換プロジェクト

指標	施策	頁	担当課	24年度		実施年度	
				内容	24年度計画	25年度計画	26年度計画
1.ごみを資源化する	(1)生ごみ減量化への社会実験	10	環境課 町会・自治会	減量化呼びかけ、生ごみ処理機等補助効果の実態調査	国、都の動向、近隣市町村の状況と費用対効果などを調査し、検討する。	継続	継続
	(2)食用廃油リサイクルの研究	10	環境課 事業者	実態調査	国、都の動向、近隣市町村の状況と費用対効果などを調査し、検討する。	継続	継続
2.CO2を削減する	(1)CO2削減に関する学習活動の展開	10	環境課 事業者 市民団体	気軽にできる省エネ診断の展開 学校における環境学習の強化	温室効果ガスを多く排出する中小規模事業者を対象に、省エネルギー対策のポイントや進め方に関する研修会やイベント情報を提供し、中小規模事業所における地球温暖化対策の取り組みを支援していく。	継続	継続
	(2)新エネ・省エネ機器導入促進	10	環境課	独自支援の検討(普及方策・補助制度等の研究)	住宅用省エネルギー・新エネルギー設備を新たに設置した市民に対して助成金を交付する。太陽光発電システムなど7設備が対象。予算額400万円。	継続	継続
3.自転車のまちをつくる	電動アシスト自転車レンタルサイクルシステム運営の研究	11	環境課	次世代モビリティ活用モデル事業(実証実験、検証、市独自事業化)	平成23年度に続き電動アシスト自転車35台を活用したサイクルシェアリングの実証実験を継続実施。	継続もしくは 自社事業化	継続もしくは 自社事業化
		11	シティセールス推進課		平成23年度から、継続して実証実験を実施する。なお、稼働率の向上を図るため、料金の見直しを行うとともに、サイクリングツアーなどを実施して、魅力の発信、PRを積極的に行い、多くの会員を獲得することで、精度の高い検証結果を求めていく。		
		11	安全安心まちづくり課 市民団体		サイクルシェアリングシステムが構築されたため、終了とした。	終了	終了

2 自然や緑を守りつくるプロジェクト

指標	取組の方向	頁	担当課	24年度		実施年度	
				内容	24年度計画	25年度計画	26年度計画
1.湧水を守る	(1)湧水モニタリング調査、湧水地点での生き物調査	12	環境課 市民団体	湧水モニタリング調査、湧水地点の生き物調査	市内8地点の湧水実態調査、水質調査を実施。	市民ボラン ティア募集	市民ボラン ティア維持管
	(2)湧水地点の整備	12	環境課	湧水保全方針の策定	湧水保全方針策定のため実態調査等を行う。	湧水保全方 針の策定	湧水PR
			施設課		湧水保全方針の策定、推進。	継続	継続
2.自然を守りつくる	(1)市民による樹林管理体制の強化	12	施設課	緑地保全ボランティアの募集 「森の生物カレンダー」の情報PRによる関心の醸成	緑地樹木等調査委託を活用して、今後の市民ボランティアを活用した緑地管理システムにむけて検討、研究をしていく。	継続	継続
	(2)自然再生方針の検討	12	環境課	緑の基本計画の改定	緑の基本計画の改定作業を行う、まちづくり計画課に改定作業の協力を行う。	継続	終了
			施設課		緑の基本計画の改定作業を行う、まちづくり計画課に改定作業の協力を行う。	継続	終了
			まちづくり計画課		平成24、25年の2ヶ年にて緑の基本計画の改定を行う。	継続	終了
(3)自然再生事業の展開	12	施設課	可能な場所からの公園の裸地等の樹林地化・ビオトープ化・森林遷移モデル実験区域の設定、野鳥観察所の整備	福生の代表的な緑地である玉川上水緑地、熊牛緑地、原ヶ谷戸緑地について順次、自然再生が図れるよう萌芽更新等を研究・検討していく。	継続	継続	

3 福生らしい水辺の景観づくりプロジェクト

指標	取組の方向	頁	担当課	24年度		実施年度	
				内容	24年度計画	25年度計画	26年度計画
1.熊川分水を活かすまちをつくる	(1)熊川分水保全学習の展開	13	公民館 市民団体	熊川分水の文化的・自然的価値を再発見する講座、子ども探検隊等の開催、水路守・案内人の養成	熊川分水たんけん隊 1コース 1回 熊川分水に親しむ講座 1コース 6回	継続	継続
	(2)保全・活用方針の検討	13	まちづくり計画課	水保全及び修景ルールの研究・確立	熊川分水に親しむ会と福生市との協働により保全に努める。	継続	継続
	(3)森田製糸跡地(片倉跡地)に残る熊川分水の保護・管理	13	企画調整課	都への働きかけ	都へ環境整備等の要望を行う。	都への働き かけ	都への働き かけ
2.玉川上水沿いに遊歩道をつくる	(1)保全・活用方針の検討	14	まちづくり計画課	上水沿いの市道・水道局用地・市有地の遊歩道化の可能性調査	東京都水道局及び福生警察署等と調査中。今後も引き続き行う。	継続	継続
	(2)都事業化への働きかけ	14	まちづくり計画課 市民団体	都「史跡玉川上水整備活用計画」計画対象区間延伸への働きかけ	平成23年度と同様に「史跡玉川上水整備活用計画」の計画対象区間の上流部まで延伸を都へ要請する。	継続	継続

分野別施策

第1節 自然の保全・再生

1 自然の水循環、多摩川の再生

指標	施策	頁	担当課	24年度		実施年度	
				内容	24年度計画	25年度計画	26年度計画
1.自然の水循環、多摩川の水質・流量の改善	(1)水質汚濁防止・河川水量の確保	16	まちづくり計画課	下水道への油や界面活性剤、洗車等による汚染物の混入防止のため水質汚濁防止の啓発。また、河川維持水量の確保に向けて、関係機関への働きかけを継続。	河川維持水量の確保に向けて、関係機関へ働きかける。	継続	継続
		16	施設課		市内事業者に対して下水道法に基づく特定施設の届出・水質管理を継続して指導を行う。	継続	継続
		16	環境課		河川定期採水、雨水管水質調査等を行う。	継続	継続
	(2)湧水の保護	16	環境課	清岩院など拝島段丘の崖線に連なる湧水群及びその周辺環境の保護を図る保全方針の策定。	湧水水質調査を実施し、湧水の保全や環境整備を行う。	継続	継続
		16	まちづくり計画課		緑の基本計画を作成するため、その中で検討していく。	継続	継続
	(3)地下水のかん養・冠水防止	16	環境課	「東京都環境確保条例」に基づき、地下水の揚水量指導に努める。また、浸透性舗装の拡大や一般宅地での雨水浸透ますの設置助成、宅地開発における雨水浸透ます設置の指導を行う。	東京都環境確保条例に基づき、地下水揚水量報告書の提出と揚水規制業務、地盤沈下対策のため適正使用指導を行う。	継続	継続
		16	施設課		浸透性舗装の推進や一般宅地での雨水浸透ますの設置助成、宅地開発における雨水浸透ます設置の指導を行い地下水涵養に努めていく。	継続	継続
	(4)雨水利用の推進	16	施設課	公共施設における雨水貯留施設の整備及び家庭用雨水貯留槽の設置助成、雨水利用を促進。	年3回広報、コミュニティビジョン、福生市HPIに掲載して周知。環境フェスティバル・産業祭にブース出展を実施してPR。市庁舎1階フロアに雨水貯留槽実物展示によりPR。七夕まつりにてPR実施。予算：20基について設置助成を計画している。	継続	継続
東京環境確保条例に基づき、地下水の揚水量報告書の提出と揚水規制業務、地盤沈下対策のため適正使用指導を行う。					継続	継続	
2.河川生態系の保全	(1)河川防災施設の整備	17	まちづくり計画課	用水堰による堆積土砂の除去や護岸などの補修・補強について、関係機関への働きかけを継続。	例年どおり京浜河川事務所に要望していく。	継続	継続
		17	施設課		多摩川の氾濫による福生南公園を始めとした河川敷きの公園、緑地、敷地の保護、未だの防災対策を関係機関に要望していく。なお、平成24年度も引き続き国土交通省により南田園水衝部対策工事を実施することになっている。	継続	継続
	(2)川の自然観測等の促進	17	環境課	ふっさ環境フェスティバル、福生水辺の楽校の学習プログラム等を通し、川とその周辺の自然環境、生きものへの親しみ、生物多様性への理解を深める。	福生水辺の楽校「多摩川で遊ぼう」、「多摩川サポーターズ」で、多摩川に生きる生物や植物について自然観察を行い、多摩川への理解を深めるプログラムを実施していく。	継続	継続
	(3)河川環境保全活動の推進	17	施設課	市民による河川一斉清掃をはじめ、カワラノギクプロジェクトなど河川植生の再生などを支援。	市民ボランティアの協力による多摩川河川清掃を実施していく。	継続	継続
		17	環境課		多摩川に残された生育地において市民、研究者、行政が協力しカワラノギクの絶滅を回避するため、保全・復元作業を行う。	継続	継続

2 都市の自然の再生

指標	施策	頁	担当課	24年度		実施年度	
				内容	24年度計画	25年度計画	26年度計画
1.4つの自然軸の保全	(1)まとまった樹林地の確保	19	まちづくり計画課	自然度の高い樹林地の連続性を保ち、都市計画公園や都市計画緑地として確保するため、緑の基本計画と併せ取り組む。	継続して緑地の確保に努めたい。	継続	継続
		19	環境課		保存樹林地、保存樹木、保存生垣所有者に対して奨励金を交付し、積極的に緑を守り育てることを推進していく。	継続	継続
	(2)樹林地等の開発抑制・保全	19	まちづくり計画課	東京都景観保全条例による規制、開発指導要綱による指導をはじめ保存樹林制度の継続、緑地保全地区の指定など、持続性の高い方法で保全。	緑確保の総合的な方針(東京都)に基づき樹林地等の保全に努める。	継続	継続
		19	環境課		「東京における自然の保護と回復に関する条例」の周知により、保存樹林地等の開発抑制に努めていく。	継続	継続
2.都市の自然生態系の再生	(1)街区公園等の維持管理	20	施設課	緑の基本計画に沿い、市街地の身近な公園を適正に維持管理するとともに公園ボランティア制度の促進を図る。	定期的な公園の巡回、公園ボランティアの活用を図ることで市街地の身近な公園を適正に維持管理するとともに公園ボランティア制度の促進を図っていく。	継続	継続
	(2)自然再生事業の展開	20	施設課	都市計画公園や都市緑地などの樹林地や草地などについて、その場所にあった自然のあり方を調査するとともに、萌芽更新など自然再生の取り組みを推進。また、街中の身近な自然として学校ビオトープ等の整備を進める。	熊牛緑地、原ヶ谷緑地について、その場所にあった自然のあり方を調査するとともに、萌芽更新など自然再生の取り組みを推進していく。	継続	継続
20		庶務課	清掃等を実施し、ビオトープを維持していく。		維持管理	維持管理	

指標	施策	頁	担当課	24年度		実施年度			
				内容	24年度計画	25年度計画	26年度計画		
2.都市の自然生態系の再生	(3)林の自然観測等の促進	20	環境課	生態系や生物多様性の調査・観察会など、市民団体の様々な活動を支援するとともに、外来種の野生化に関する知識など生物多様性の確保について市民へ情報提供。	東京都環境局の区市町村補助を活用し、緑及び水辺のもつ多様な機能の活用事業の実施に向けた検討を行っていききたい。	事業実施	継続		
			20			公民館	夏休み自然体験教室、夏休み自然体験教室スタッフ養成講座を実施する。	継続	継続
			20			施設課	緑地樹木等調査委託の結果を基に、生態系や生物多様性の確保について調査、研究していく。	継続	継続

第2節 潤い豊かな安心できるまちの創造

1 福生らしい景観、資源を活かすまちづくり

指標	施策	頁	担当課	24年度		実施年度			
				内容	24年度計画	25年度計画	26年度計画		
1.景観まちづくり	(1)景観まちづくり事業の推進	22	まちづくり計画課	まちづくり景観基本計画に基づき、重点的事業を推進。また、まちづくり景観推進連絡会、まちづくり景観審議会などの推進体制により景観形成を進めていく。	前年度と同様に、まちづくり景観推進連絡会等と景観について検討する。	継続	継続		
			22			施設課	景観に配慮した歩車共存道として市道第1160号線(宿橋通り)の改良工事を実施する。今年度より電線類の地中化工事を実施する。	電線類地中化工事	道路改良工事
	(2)自然・歴史・文化的景観資源の保全・活用	22	環境課	自然・歴史・文化的景観資源を調査し、その場の雰囲気を保ちつつ保全・活用を進める。また、見学会など体験型学習機会の拡充やガイドマップ等の発行を推進。	湧水調査報告書の頒布や玉川上水散策絵図の配布を随時行う。 毎月、まちづくり景観推進連絡会を開催する。また、景観フォーラムを開催する。	継続	継続		
			22			まちづくり計画課	文化財ガイド養成講座の開催(全12回予定) 自然観察会の開催(全2回予定)	継続	継続
			22			生涯学習推進課	違反屋外広告物の撤去活動を実施する。	継続	継続
	(3)違反広告物の撤去	22	施設課	道路沿線の捨て看板、街中の張り紙など景観阻害物の撤去を進める違反広告物撤去協力員制度を推進。	市内を定期的に巡回し、清潔で美しいまちづくりの推進を図っていく。また、町会・自治会の一斉清掃を継続する。	継続	継続		
	(4)清潔で美しいまちの維持	22	環境課	廃棄物減量等推進員のパトロールや町会・自治会の一斉清掃を継続し、ごみが捨てられにくい環境を維持。	市内を定期的に巡回し、清潔で美しいまちづくりの推進を図っていく。	継続	継続		
			22			施設課	平成23年7月1日に福生市清潔で美しいまちづくり条例が制定されたことを踏まえて、市内を定期的に巡回し、清潔で美しいまちづくりの推進を図っていく。	継続	継続
	2.玉川上水などを活かしたまちづくり	(1)玉川上水沿いの遊歩道化	23	まちづくり計画課	国指定史跡文化財「玉川上水」の歴史的環境と自然環境の保全を基本に、遊歩道化実現可能区間における歩行ルートの確保をめざした取り組みを進める。	現地にて、車道の通行止めを実施し、データを基に福生警察署とまちづくり景観推進連絡会とで協議していく。	継続	継続	
(2)散策路のネットワーク化		23	まちづくり計画課	緑の多い安心して歩ける道をつなぎ、散策路のネットワーク化をめざす。	玉川上水の遊歩道を作るために、清岩院橋付近の一方通行路を通行止にして、渋滞の状況を調査する。	継続	継続		
(3)熊川分水を活かすまちづくり		23	まちづくり計画課	熊川分水を活かしたまちづくりを進めるため、水路の保存や水辺の環境整備に努める。同時に安全な歩行空間となるようなモデル的な取り組みに努める。	前年度と同様に、熊川分水に親しむ会と協働して熊川分水の保全についてさらに検討を進める。また、公民館の主催である、こども自然探検隊等を開催し片倉跡地を有効利用していきたい。	継続	継続		
	23		施設課			熊川分水の清掃活動を行うとともに、分水を活かしたまちづくりを進め、水路の環境整備に努めていく。	継続	継続	

2 安心して歩ける道・緑の街づくり

指標	施策	頁	担当課	24年度		実施年度	
				内容	24年度計画	25年度計画	26年度計画
1.安心できる道路・都市施設の整備	(1)地域バリアフリーの推進	25	各課	バリアフリー推進計画に基づき、関係機関等と連携して公的施設、公園、道路、公共交通など、まちのバリアフリーを総合的に進め、誰もが安心して生活し、移動できる都市づくりをめざします。	第2期バリアフリー推進計画に基づき、関係機関等と連携して公的施設、公園、道路、公共交通など、まちのバリアフリーを総合的に推進、誰もが安心して生活し、移動できるネットワーク化を取り入れた都市づくりを目指していく。	継続	継続
	(2)中心商業地区の安全化・快適化	25	シティセールス推進課	商店街振興プランに基づき、商栄会等、関係機関と連携し、駅周辺商業地域の再生をめざし買い物・交流の街づくりを進める。	福生市商店街振興プランの推進。 市内の空き店舗を活用してコミュニティビジネス事業を創業しようとする者に対して、その経費の一部を補助する。	継続	継続
		25	まちづくり計画課		商業地域の活性化について、都市計画マスタープランに盛り込む。	継続	継続
	(3)生活道路の安全化	25	施設課	地域や警察署と連携し、交通規制、道路構造の改善など様々な工夫により、「歩車共存」の生活道路整備を推進。	地域や警察署、相武国道、東京都と連携し、交通規制、道路構造の改善など様々な工夫により、ネットワーク化された「歩車共存」の生活道路整備を推進。平成24年度より宿橋通りの工事(電線類の地中化工事)を実施。	継続	継続
	(4)道路美化ボランティア制度の推進	25	施設課	道路美化ボランティア制度などにより、市民と協働した維持管理の拡充を図る。	・道路美化ボランティア制度などにより、市民と協働した維持管理の拡充を図る。 ・道路美化ボランティアを増やす。	継続	継続
2.緑豊かな優れた居住環境づくり	(1)住宅や事業所などの緑化	26	環境課	緑あふれる市街地形成のため、住宅や事業所等の緑の保存・維持・創出につながる施策を総合的に展開する。	保存樹林地等奨励金や生垣設置等補助金交付事業により、緑の保全または緑の創出を図る。春と秋の年2回行う花いっぱい運動の実施により、1年を通して花いっぱいのまちづくりを行う。	継続	継続
		26	まちづくり計画課		宅地開発指導要綱に基づいた指導を行っていく。	継続	継続
	(2)公共施設等の緑化	26	まちづくり計画課	公共施設については、可能な限り緑地を確保するとともに、緑化を推進します。	公共施設については、可能な限り緑地を確保するとともに、緑化を推進する。緑の基本計画に基づき保全に努める。	継続	継続
		26	施設課		公共施設については、可能な限り緑地を確保するとともに、緑化を推進する。また、その後の適正な維持管理に努めていく。	継続	継続
	(3)生産緑地の保全・活用	26	シティセールス推進課	生産緑地などを保全するとともに都市農業への支援策を推進。また、市民農園の借り上げ、体験型農園の展開などを検討。	倍率の高い福生地区で新規に開園を目指す。	継続	継続
		26	環境課		市民環境大学「ふっさECOカフェ」を実施する。自然とともある暮らしを楽しみ、自分らしいエコスタイルの発見、畑で大豆栽培、クラフト、保存食作り、収穫した大豆で豆腐作りを行う講座を開催する。	継続	継続
	(4)花や緑のあるまちづくり	26	環境課	市民団体と協力し、町会・自治会等の参加を促進しながら花や緑あふれるまちづくりを展開する。	春と秋の花いっぱい運動やふっさ花とみどりの会の活動により、事業所、学校、公園などが花にあふれたまちづくり事業を展開していく。	継続	継続
	(5)公園ボランティア制度の促進	26	施設課	市民や地域による公園の維持管理を促進し、公園がコミュニティ活動の場となるような取り組みを進める。	市民や地域による公園の維持管理を促進し、市民自らが公園を守ることで、公園がコミュニティ活動の場となるような取り組みを推進していく。	継続	継続
(6)人と動物の共生	26	環境課	市民団体と協力し地域ネコ制度等のPRIに努めるとともに、ドッグラン活動の検討、飼い主のモラルの向上を働きかける。	地域猫の会がモデル地区の飼い主のいない猫に対して、給餌や糞尿処理などを行い、去勢・不妊手術を施し、飼い主のいない猫の適正な飼養管理を行っていく。	継続	継続	

第3節 暮らし方の変革・地球システムへの適合

1 ごみの発生抑制・資源化・適正処理の推進

指標	施策	頁	担当課	24年度		実施年度	
				内容	24年度計画	25年度計画	26年度計画
1.ごみの発生抑制・処理負担の適正化	(1)ごみ問題の情報提供・行動計画の策定	28	環境課	ごみリサイクルカレンダー、清掃だよりの発行や施設見学会などにより、ごみ問題の情報を分かりやすく提供し、関心を高める。また、減量化等に向け一般廃棄物(ごみ)処理基本計画を改定する。	清掃だよりの発行、ごみ処理施設見学会。廃棄物減量等推進審議会の開催。廃棄物減量等推進員の活動実施。	継続	継続
	(2)ごみを減らす生活の呼びかけ	28	環境課	ごみの発生抑制のため、無駄なものは断る・買わないから始め、大切に使うこと、不要となった場合の有効利用を考慮した消費行動・事業活動を呼びかける。	広報ふっさ、清掃だより等によりPR。	継続	継続
	(3)事業系一般廃棄物の減量	28	環境課	事業系一般廃棄物処理計画書の指導など事業活動に伴う一般廃棄物の効果的な排出抑制につながる方法の工夫。	事業所に対して減量を呼び掛け。	継続	継続
	(4)拡大生産者責任に基づく事業活動への呼びかけ	28	環境課	ごみ減量化や資源循環に向けた、経済活動・システムへの変革について、拡大生産者責任の原則に基づく事業者責任の強化・明確化を図るなど、自治体に配慮した制度の着実な実施を国に要望するとともに、レジ袋削減や資源回収拠点増設などへの取り組みを進め、市内における資源循環型事業活動への転換を呼びかける。	レジ袋削減や拠点回収箇所増設などの事業者への呼び掛け。	継続	継続
2.資源化・適正処理のためのシステム構築	(1)分別による資源化	29	環境課	ごみの適切な資源化・処理が行われるように、排出時点での混入を防止するため分別・収集区分を明確化する。	ごみ分別の徹底。廃棄物減量監視事業の実施。	継続	継続
	(2)生ごみ等資源化	29	環境課	生ごみや剪定枝の資源化に向けた様々な収集・資源化等処理方法を研究し、有効利用されるよう努める。	環境フェスティバルにおいて、ダンボールコンポストの周知により、生ごみのたい肥化を啓発。市民に対してPRの徹底。	継続	継続
	(3)廃プラスチック類の処理	29	環境課	リサイクルにかかわるエネルギー消費等も考慮しながら、廃プラスチック類の資源化技術の革新に応じ、再使用・再利用、熱回収などの処理方法・分別区分を改善する。	容器包装プラスチックの回収日の増加の検討。	継続	継続
	(4)地域リサイクルシステムの強化	29	環境課	市民・事業者等による地域での再使用の促進や資源リサイクルシステムの強化に努める。また、定期的なフリーマーケット開催を支援するとともに、不用品の交換情報の提供に努める。	拠点回収箇所の増設のため、事業者に対して協力を呼び掛ける。	継続	継続
		29	シティセールス推進課		自由広場フリーマーケットの開催(年4回)。商店街等が実施するフリーマーケットの周知。	継続	継続
(5)適正な中間処理・最終処分	29	環境課	エコセメント化など、最終処分場の延命化を進めるとともに、有害ごみ等の処分の適正さを確保する監査に努める。	埋め立てごみを減らすためにリサイクルセンターでの選別の徹底、資源化の検討。	継続	継続	

2 地球環境問題・公害等への取り組み

指標	施策	頁	担当課	24年度		実施年度	
				内容	24年度計画	25年度計画	26年度計画
1.地球温暖化対策への取組	(1)地球温暖化対策の推進	32	環境課各課	地域新エネルギービジョン(詳細ビジョン)、地球温暖化対策実行計画に基づき、市民・事業者・行政が協働し取り組む。また、情報提供、実践的学習の拡充。	2030年までに福生市の温室効果ガスを50%削減するための取組みとして、スクラムマイナース50%協議会事業、地球温暖化対策設備普及助成事業、次世代モビリティ活用モデル事業による電気自動車、電動アシスト自転車を活用したシェアリング事業を実証実験していく。 市内の緑地、公園、道路の緑、雑木林、街路樹等を保全することで地球温暖化を推進していく。また、雨水を地下水に戻すことで湧水の保全確保に努めていく。(施設課)	継続もしくは 自社事業化	継続もしくは 自社事業化
	(2)自然・省エネルギーへの転換	32	環境課施設所管各課	地球温暖化対策設備普及事業などにより、省エネルギー・自然エネルギー機器・住宅等の普及に取り組む。また、公共施設での普及を推進。	・家庭用地球温暖化対策設備普及助成事業の実施により、省エネルギー、新エネルギー設備の設置普及を推進する。 ・家庭での節電、熱中症対策事業として公共施設を活用した「福生街なか涼み処」事業を実施していく。 照明については、順次LED化を図っていく。(施設課)	継続	継続
	(3)省エネカーの普及	32	環境課	自動車交通による大気汚染物質、温室効果ガスの排出を低減するため、省エネカーの普及に取り組む。	平成23年度に続き、次世代モビリティ活用モデル事業実証実験を継続実施する。個人所有の自動車から電気自動車をシェアリング(共有)することで、個人で消費していたガソリンによるCO2の排出を抑制するとともに、環境負荷低減を目指した実証実験を行う。また、庁用車の買い替えの際は環境に配慮した車両の購入指導を担当課に対して行う。	継続もしくは 自社事業化	継続もしくは 自社事業化
		32	契約管財課		公用自転車及び電動アシスト自転車の積極的利用を促進する。補助金等予算措置が可能となれば、環境対応車への買い換えに取り組む。	継続	継続

指標	施策	頁	担当課	24年度		実施年度	
				内容	24年度計画	25年度計画	26年度計画
1.地球温暖化対策への取組	(4)自転車のまちづくり	32	環境課	自動車依存から自転車使用の促進をめざし、自転車のまちづくりの条件整備に取り組む。同時に放置自転車対策を強化。	平成23年度に続き、次世代モビリティ活用モデル事業実証実験を継続。CO2排出の自動車から環境負荷の少ない電動アシスト自転車をシェアリングすることで環境にやさしいまちづくりの実現を図る。	継続もしくは自社事業化	継続もしくは自社事業化
		32	まちづくり計画課		都市計画マスタープランの策定において、歩行者・自転車利用の視点に立ったまちづくりについて検討していく。	継続	継続
		32	安全安心まちづくり課		・駅周辺への放置自転車を一掃すべく、引き続き指導、撤去、保管業務を委託する。 ・駅前放置自転車クリーンキャンペーンの実施。	継続	継続
		32	施設課		環境的な面や健康づくりの観点から市民の自転車使用の促進をめざし、安全・安心な自転車のまちづくりの条件整備に取り組む。同時に放置自転車対策を推進していく。	継続	継続
	(5)公共交通の利用促進	32	企画調整課	市内交通需要の転換をめざし、自転車使用の促進に加え、鉄道・バス等の公共交通機関の利用促進に取り組む。	JRを含む公共交通機関の利用促進のための利便性向上に向けて、関係する協議会等を通じて要請	継続	継続
2.公害防止・有害化学物質対策	(1)公害防止対策の推進	33	環境課	各環境状況の観測・調査により実態を把握し、対策の基礎とするとともに、原因者への指導の徹底、生活公害の啓発を行う。また、横田基地における騒音被害を軽減する要請を継続。	・多摩川及び下水道(雨水管)で定期的な測定調査・分析を実施する(年8回7箇所)。 ・各種苦情処理について丁寧に対応していく。 ・航空機騒音測定を実施する(市役所屋上・熊川誘導灯付近)。	継続	継続
		33	企画調整課		関係市町及び東京都と連携を取りながら騒音監視測定を継続するとともに、関係機関に対し航空機騒音対策を要請。	継続	継続
	(2)有害化学物質対策の推進	33	環境課	都環境確保条例に基づく事業所報告を指導するとともに、健康への悪影響、生態系のかく乱につながる有害化学物質の情報収集・提供、拡散防止に取り組む。	アスベストやその他有害化学物質の発生・発見について、速やかな情報収集・情報提供・報告等を行っていく。	継続	継続

計画の推進

第1節 環境教育・学習の推進

指標	施策	頁	担当課	24年度		実施年度		
				内容	24年度計画	25年度計画	26年度計画	
環境教育・学習の推進	(1)学校における環境教育の推進	34	環境課	学校での環境教育の推進	環境教育の一環として小学校へヤマメの卵を配布し、卵をふ化させ多摩川へ放流する事業を実施する。	継続	継続	
		34	指導室		・都教委主催の「CO2削減アクション月間」の取組を実施。 ・小学校4年生の社会科学習において、「ごみのゆくえ」(環境課作成)を活用。	継続	継続	
		34	環境課		小・中学校新規採用教員及び採用2年目の教員を対象とした、環境教員研修を実施、福生水辺の楽校「多摩川で遊ぼう」を実施。	継続	継続	
		34	指導室		・福生市立小・中学校教員対象の環境教育研修会(環境課)を開催する。 ・理科支援員:福生第四小学校に1名配置する。 ・学習指導市民講師(NPO法人自然環境アカデミー)による指導の実施を行う。	継続	継続	
	(2)地域・市民の環境学習の推進	34	環境課	地域・市民団体等による環境学習の支援(自然観察会、ごみ問題学習会、地球環境学習会、グリーンコンシューマー学習会、バリアフリー学習会など)	日の出町二ツ塚広域処分場などごみ処理施設見学会を開催する。	継続	継続	
			公民館		自然体験活動の充実を図る(夏休み自然体験教室、自然体験スタッフ養成講座の実施)。	継続	継続	
環境課			ふっさ環境フェスティバルの運営、市民環境大学、水辺の楽校「多摩川サポーターズ」等の開設		ふっさ環境フェスティバル、福生水辺の楽校「多摩川サポーターズ」、市民環境大学「ふっさECOカフェ」を実施する。	継続	継続	
環境教育・学習の推進	(2)地域・市民の環境学習の推進	34	環境課	子どもや親子を対象とした体験・学習機会の拡充	福生水辺の楽校で、親子で源流体験「多摩川の源流へ行こう」を実施する。	継続	継続	
		34	生涯学習推進課		夏休み子ども見学会を実施する(葛西臨海水族館1回)。	継続	継続	
		34	公民館		自然体験活動の充実を図る(夏休み自然体験教室、自然体験スタッフ養成講座の実施)。	継続	継続	
		34	環境課		文化財ガイド養成講座、消費生活セミナー、景観フォーラム、市政出前講座の実施	みどりカーテン講習会を実施する。	継続	継続
		34	シティセールス推進課		消費者啓発事業として、消費者セミナーのほか、「ふっさ出前寄席」を実施していく。	継続	継続	
		34	協働推進課		市民で構成する団体が開催する学習活動の場に市職員を講師として派遣し、市政の現状を学ぶ機会や行政情報の提供の機会の拡充を図る。	継続	継続	
		34	まちづくり計画課		まちづくり景観推進連絡会と今後も調整しながら定期的に会議を進めていく。また、景観フォーラムを開催する。	継続	継続	
		34	生涯学習推進課		文化財ガイド養成講座の実施(全12回予定) ※養成講座は平成24年度に一旦終了、平成25年度からは講座終了者によるガイド事業を実施予定。	※	※	

第2節 パートナーシップの確立

協働事業の明確化

指標	施策	頁	担当課	24年度		実施年度	
				内容	24年度計画	25年度計画	26年度計画
1.協働事業の明確化	協働事業について	35	環境課	湧水調査、分水調査・用水維持	市内8地点の湧水実態調査を実施する。	市民ボランティア募集	市民ボランティア維持管
		35	施設課	萌芽更新等	萌芽更新、公園ボランティア、公園草花植栽、道路美化ボランティア、屋外違反広告物撤去協力員	継続	継続
		35	まちづくり計画課	景観調査	まちづくり景観推進連絡会と継続して景観について協議していく。	継続	継続
		35	まちづくり計画課	玉川上水遊歩道化調査、散策ガイドマップ作成	玉川上水遊歩道が福生市内で途切れているため、遊歩道の整備について検討していく。	継続	継続
		35	環境課	地域ネコ活動、ドッグラン活動	地域猫の会がモデル地区の飼い主のいない猫に対して、給餌や糞尿処理などを行い、去勢・不妊手術を施し、飼い主のいない猫の適正な飼養管理を行っていく。	継続	継続
		35	環境課	レジ袋削減、生ごみ堆肥化、食用廃油リサイクル	国、都の動向、近隣市町村の状況と費用対効果などを調査し、検討する。	継続	継続
		35	環境課	福生スクラム・マイナス50%協議会	福生スクラムマイナス50%協議会の開催する。(みどりのカーテン大作戦、ふっさライトダウンキャンペーン2012(ふっさ環境フェスティバル、ライトダウンキャンペーン、ふっさキャンドルナイト、環境フォーラム、花いっぱい運動)	継続	継続
		35	シティセールス推進課	フリーマーケットの開催	年4回実施。平成25年度から予算を削減しつつも、場所の貸出と広報活動については、引き続き支援を行えるよう調整する。運営主体である市民中心の実行委員会の企画を色濃く反映することで、より市民ニーズにあったフリーマーケットの実現を目指す。	継続	継続
2.町会・自治会への働きかけ	地域主体の環境まちづくり活動	35	環境課	一斉清掃及び河川一斉清掃	ごみゼロデーとして5月下旬から6月にかけて、町会・自治会が実施する一斉清掃にボランティア袋の交付や回収したごみの収集を行う。	継続	継続
		35	施設課		市民と協働した河川一斉清掃、熊川分水の清掃活動に取り組んでいく。	継続	継続
		35	環境課	花と緑のあるまちづくり	春と秋の花いっぱい運動やふっさ花とみどりの会の活動により、事業所、学校、公園などが花いっばいに満ちあふれたまちづくり事業を展開していく。	継続	継続
		35	施設課	公園ボランティア、道路清掃ボランティア、違反広告撤去	引き続きの公園ボランティア、道路清掃ボランティア、違反広告撤去の推進に取り組んでいく。	継続	継続
		35	まちづくり計画課	景観まちづくり	まちづくり景観推進連絡会との協働により、宿橋通りを歩車共存の道路として工事を進めていく。	継続	継続
		35	環境課	地域ネコ制度	地域猫の会がモデル地区の飼い主のいない猫に対して、給餌や糞尿処理などを行い、去勢・不妊手術を施し、飼い主のいない猫の適正な飼養管理を行っていく。	継続	継続
		35	環境課	生ごみ堆肥化実験、資源回収	国、都の動向、近隣市町村の状況と費用対効果などを調査し、検討する。	継続	継続
		35	シティセールス推進課	フリーマーケット	年4回実施。平成25年度から予算を削減しつつも、場所の貸出と広報活動については、引き続き支援を行えるよう調整する。運営主体である市民中心の実行委員会の企画を色濃く反映することで、より市民ニーズにあったフリーマーケットの実現を目指す。	継続	継続
3.協働による事業推進の方法の確立	(1)市民による環境まちづくり活動への支援	36	協働推進課	地域・市民等による様々な活動を支援するため、市民活動団体事業支援補助金制度や市民活動災害補償制度、地域活性化交付金などによる支援や市の調査の委託などを通じた組織・活動の育成を図る。	地域・市民等が活動しやすい環境整備の充実 ・市民活動団体事業支援補助金制度の実施 ・市民活動災害補償制度の実施 ・地域活性化交付金の交付	継続	継続
	(2)市の政策決定・事業における市民参加の促進	36	協働推進課	各種マスタープラン策定における市民参加の徹底をはじめ、公園整備など各種の事業化・事業実施段階での地域・市民の参画を推進し、市民・事業者・行政の協働による事業展開に取り組む	協働事業推進本部を設置し、本部会及び協働事業推進委員会を開催し、各部署での協働事業の推進を図る。	継続	継続

第3節 計画推進体制の確立

指標	施策	頁	担当課	24年度		実施年度	
				内容	24年度計画	25年度計画	26年度計画
1.定期的な評価の実施	環境基本計画の定期的な評価の実施	37	環境課	環境基本計画は、20年にわたる長期目標を見直し策定、これを着実に推進するため毎年度ローリングする実行計画を作成しているが、事業スケジュール、到達点等がわかり、評価・点検が可能な実行計画へと刷新。	福生市環境基本計画の進行管理について、環境事業推進本部会議、庁議、環境審議会などで評価、点検を行っていく。	継続	継続
2.環境マネジメントシステムのレベルアップ	環境マネジメントシステムLAS-Eにおける進捗状況チェック	37	環境課	環境マネジメントシステムLAS-Eを導入し、事業所としての環境負荷削減を目的とした地球温暖化対策実行計画の推進について市民を交えた評価を進めているが、LAS-EにおけるPDCAサイクルを利用し、環境基本計画の着実な推進のため、実行計画の進捗状況をチェックする。	LAS-E第2ステージの項目を昨年度より盛り込み、ステージアップを視野に運用していく。地球温暖化対策実行計画、環境基本計画実行計画の進捗状況についてLAS-Eによりチェックしていく。	継続	継続
3.事業化システムの研究	(1)実施状況の公表、環境情報の提供	37	環境課	環境に関する各種モニタリング情報の収集・整備を進めるとともに、「福生市の環境」などの発行により計画の進捗状況を公表する。また、市民団体等と協働し「かんきょう通信」や「景観ニュース」等の発行を支援する。	福生市環境白書『福生市の環境平成23年度版』の発行、かんきょう通信の発行(年2回)、環境に関する情報を随時広報やホームページに掲載していく。	継続	継続
			まちづくり計画課		継続して、景観フォーラムを開催する。	継続	継続
	(2)福生環境ネットワークの設置・支援	37	環境課	環境問題に関心を持ち、活動を行っている団体、グループ、個人、事業者等の情報交換・協働を支えるネットワーク組織の立ち上げや活動場所等の確保を支援。同時に、市の環境施策への提言を得るための仕組みを作る。	LAS-E市民監査委員、かんきょう通信編集委員、キャンドルナイト実行委員会、スクラムマイナス50%協議会、花とみどりの会、環境フェスティバル実行委員会、水辺の楽校運営協議会、市民環境大学、環境学習教員研修、地域猫制度登録団体といった協働事業を主体する団体へ支援を行っていく。	継続	継続
	(3)環境マネジメントシステムの強化	37	環境課	環境基本計画の着実な推進のため、環境マネジメントシステムLAS-EにおけるPDCAのしくみを取り入れ、すべての部署にわたる事業の進捗管理を行う。	地球温暖化をはじめとした環境問題を防ぐために、市役所を含め、地域全体で環境への負荷を減らす取り組みを進める必要があり、市役所は市内の事業者であり、地域全体の環境保全の責任者として率先して環境に配慮しなければならず、環境マネジメントシステムの取り組みを通じ、職員一人ひとりが環境への意識を高めるとともに、環境保全施策の実施に向けて、効率的・効果的に取り組みの進捗管理を行っていく。また、日々職員の意識の高揚を図るためため、LAS-Eニュースの発行や会議録等の周知を図っていく。	継続	継続
	(4)事業所としての率先行動の推進	38	環境課	第2次地球温暖化対策実行計画の推進をはじめ、グリーン購入などの促進等の実施。	LAS-Eの運用により、第2次地球温暖化対策実行計画の推進、グリーン購入などの促進等の進捗管理を行っていく。	継続	継続
(5)環境審議会の開催	38	環境課	市の環境政策について専門的な立場から、評価・指導を得るため環境審議회를定期的に開催する。	福生市の環境施策、環境問題、環境基本計画実行計画等について、環境審議会を実施する。	継続	継続	